

加算体系及び加算率に関する 日薬連意見と平成18年度見直しルール

日薬連意見「加算体系の見直し」 下線: ルール見直しで採用されなかった意見

革新性加算 I (現行の画期性加算) **80~120%**

以下の要件イ、要件ロ、要件ハの全てを満たす新規収載品

革新性加算 II (現行の有用性加算 I) **40~70%**

以下の要件イ、要件ロ、要件ハのうち、いずれか2つを満たす新規収載品

革新性加算 III (現行の有用性加算 II) **5~30%**

以下の要件のうち、いずれかを満たす新規収載品

- イ 臨床上意義のある新規の作用機序を有すること
- ロ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、根拠に基づいて示されていること
- ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病または負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること
- 二 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、客観的に示されていること

日薬連「次期薬価制度改革に関する意見」
平成17年11月30日 中医協・薬価専門部会

平成18年度見直しルール 下線: 平成18年度見直し部分

画期性加算 50~100%

次の要件を全てを満たす新規収載品

- イ 臨床上有用な新規の作用機序を有すること
- ロ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること
- ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること

有用性加算 I 25~40%

画期性加算の3要件のうち2つの要件を満たす新規収載品
有用性加算 II 5~20%

次のいずれかの要件を満たす新規収載品

- イ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること
- ロ 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、客観的に示されていること
- ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること

「平成18年度薬価制度改革の骨子」
平成17年12月16日 中医協了解

薬価改定率の推移

平成4年	▲8.1%	R=15
平成6年	▲6.6%	R=13
平成8年	▲6.8%	R=11
平成9年	▲4.4%	R=10 (長期収載品R=8)
平成10年	▲9.7%	R=5 (長期収載品R=2)
平成12年	▲7.0%	調整幅2
平成14年	▲6.3%	調整幅2 特例引下げ(最大▲6%)導入
平成16年	▲4.2%	調整幅2 特例引下げ(最大▲6%)実施
平成18年	▲6.7%	調整幅2 特例引下げ率拡大(最大▲8%)、遡及(▲2%)